



目 次

告 示	ページ
○令和5年度において徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における知事が定める数 (国民健康保険課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域決定 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2 件) (")	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	2
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	2
◎傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	3
監査公表	
○定期監査の執行結果 (土木部幡多土木事務所ほか)	3
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	8
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局教育政策課)	8

告 示

高知県告示第144号
国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第75条の7 第1項の規定により令和5年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金

等の算定に関する政令 (昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)及び高知県国民健康保険法施行条例 (平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。)の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおりとする。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

条例第9条第1項に規定する算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
条例第11条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.7876066869697
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.8812017108325
条例第15条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7978036844539
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999959695
条例第19条に規定する算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.8060594966175
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999904865
条例第14条に規定する算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数、条例第18条に規定する算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び条例第22条に規定する算定政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

高知県告示第145号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50

条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
有限会社あい薬 香美市土佐山田町百石町一丁目 令4・11・30
局あい薬局 9番6号
医療法人楠会宇 " 土佐山田町西本町二丁目 " ・12・31
賀循環器内科・ 3-1
歯科

高知県告示第146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

芸西村長谷

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	安芸郡芸西村西分字飯森	甲5146番6
2	" " " "	甲3215番1
3	" " " 字ジルゾウ	甲3154番
4	" " " 字小谷田	甲2087番
5	" " " 字榎田	甲2104番1

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第147号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和5年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 甲浦インター

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町白浜字住吉突抜 131番5から 安芸郡東洋町河内字宮ノ西 1791番1まで	10.8) 38.9	755

高知県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡馬路村馬路字カラ谷 4198番14から 安芸郡馬路村馬路字横岩 4197番49地先まで	650	令和5年3月22日

高知県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市朝倉本町二丁目1450番1から	46	令和5年3月22日

高知市若草町1559番2まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の定款の変更を令和5年3月3日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月22日

高知県知事 濱田 省司

公営企業局管理規程

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月22日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

高知県営発電所運転保守規程（平成13年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（貯水池又は調整池の水位低下）

第14条 事業所長は、貯水池又は調整池の水位を低下させる場合は、できる限り平均した量をもって徐々に行わなければならない。この場合において、次の各号に掲げる貯水池又は調整池の水位低下（1日（零時から24時まで）中の最高水位と最低水位との差をいう。）の限度は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）永瀬貯水池 1.0メートル以内（洪水調節容量又は杉田ダム下流流量を確保する必要がある場合を除く。）
- （2）杉田貯水池 1.0メートル以内
- （3）吉野調整池 2.0メートル以内

第20条第3項中「毎年10月10日」を「毎年6月10日」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和5年3月22日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「49人」を「50人」に、「27人」を「26人」に、「158人」を「159人」に、「286人」を「285人」に、「134人」を「136人」に、「326人」を「324人」に、「129人」を「132人」に、「347人」を「344人」に、「563人」を「570人」に、「1,048人」を「1,041人」に、「220人」を「219人」に、「94人」を「95人」に、「783人」を「789人」に、「1,142人」を「1,136人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「生活環境課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。

第6条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

（8）警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

第6条の2第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）職員に対する安全運転指導に関すること。

第6条の2第2項及び第3項中「デジタル化人材育成室」を「安全運転指導室」に改める。

第10条第1項第6号及び第7号を削る。

第11条第1項第15号を同項第22号とし、同項第14号の次に次の7号を加える。

（15）公害関係事犯その他環境関係事犯の取締りに関すること。

（16）保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

（17）売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。

（18）外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(19) 特許権、商標権等の工業所有権又は著作権を侵害する事犯その他の無体財産権関係事犯の取締りに関すること。

(20) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。

(21) 他の課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

第14条を次のように改める。
(サイバー犯罪対策課)

第14条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) サイバー犯罪(コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。以下同じ。)の防止対策一般に関すること。

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の施行に関すること。

(3) サイバー犯罪の捜査に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(4) 他の課の所掌に属するサイバー犯罪の捜査支援に関すること。

第27条第1項第5号を削る。
第27条の2に次の1号を加える。
(3) 雑踏警備に関すること。

第38条第1号オ中「デジタル化人材育成室長」を「安全運転指導室長」に改め、同条第2号ア中「及び許可等事務担当室長」を「許可等事務担当室長及び特別捜査班長」に改め、同号カを次のように改める。
カ サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪対策官

第46条の2第1項中「デジタル化人材育成室長」を「安全運転指導室長」に改め、同条第3項中「デジタル化人材育成室長」を「安全運転指導室長」に、「デジタル化の人材育成」を「安全運転指導」に改める。

第51条第1項中「警部」を「警部を、特別捜査班長には警部」に改め、同条に次の1項を加える。
5 特別捜査班長は、上司の命を受け、担当事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第54条を次のように改める。
(サイバー犯罪対策課の職)

第54条 サイバー犯罪対策官には、警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもって充てる。

2 サイバー犯罪対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、サイバー犯罪の防止対策一般に関する事務及び特定の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第69条第2項中「生活安全部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課」を「生活安全部生活安全企画課、少年課、人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課」に改める。

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月22日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

**高知県公安委員会規則第6号**  
**傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則**

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年高知県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
本則第1号中「生活安全部少年課、人身安全対策課及び生活環境課」を「生活安全部生活安全企画課、少年課及び人身安全対策課」に改める。

**附 則**  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第1号**  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。  
令和5年3月22日

|         |     |    |
|---------|-----|----|
| 高知県監査委員 | 下村  | 勝幸 |
| 同       | 金岡  | 佳時 |
| 同       | 奥村  | 陽子 |
| 同       | 五百藏 | 誠一 |

定期監査結果報告(令和4年度第3回)  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準(令和2年高知県監査公表第7号)に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類  
地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象  
監査対象機関229機関(出先機関125機関を含む。)のうち出先機関81機関(別表1のとおり)

3 監査の着眼点(評価項目)  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容  
令和3年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。  
また、本年度も、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する公益社団法人に調査を委託して、実地調査等による方法により、工事監査を実施した。  
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、県外にある機関について、監査委員による監査をオンラインで実施した。

第2 監査の結果  
前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。  
実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。  
なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項  
(1) 土木部幡多土木事務所  
令和3年度河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあった。  
これは、歳入徴収者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他

の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（昭和39年高知県規則第13号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向けて必要な措置を講じられたい。

(2) 教育委員会山田高等学校

複写サービスの契約において、予算の議決前に入札を行い、契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと定めた、地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向けて必要な措置を講じられたい。

(3) 警察本部土佐警察署

産業廃棄物処理委託契約書において、仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向けて必要な措置を講じられたい。

2 意見

今回監査を実施した出先の81機関のうち22機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が32件認められた。

令和3年度と比較して件数が減少したのは15機関、増加したのは17機関で、増減がなかったのは49機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、47機関となっている。

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

3 重点項目

(1) 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

ア 工事監査の対象

| 区分   | 機関名            | 工事の名称                     |
|------|----------------|---------------------------|
| 土木工事 | 農業振興部<br>安芸農業振 | 芸西地区 地域ため池総合整備丸<br>塚池堤体工事 |

|       | 興センター                 |                                                |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------|
| 建築等工事 | 林業振興・<br>環境部自然<br>共生課 | 牧野植物園新研究棟建築工事<br>・建築主体工事<br>・電気設備工事<br>・機械設備工事 |

イ 監査の期間

令和4年5月18日から令和5年1月31日まで実施した。このうち、農業振興部安芸農業振興センターについては令和4年10月3日及び4日に、林業振興・環境部自然共生課については同年11月24日及び25日に現地調査を実施した。

ウ 監査の方法

今回の監査は、アの工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。

監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

エ 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見等に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

(2) 県単独補助事業の執行について

各機関が実施する県単独補助事業について、事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

交付総額が100万円以上の補助金について、38所属38事業を抽出して実施した結果、補助金交付事務については、おおむね適正に処理されていたが、成果指標や目標が明確に定められていないものが一部見受けられた。

補助目的に応じた適切な指標を設定し、事業効果の検証を進めるなど補助金交付事務に万全を期されたい。



別表1 (監査対象機関)

| 機関名             |                  | 機関名       |            |
|-----------------|------------------|-----------|------------|
| 知事部局            | <b>総務部</b>       | 知事部局      | <b>土木部</b> |
|                 | 東京事務所            |           | 安芸土木事務所    |
|                 | 公文書館             |           | 中央東土木事務所   |
|                 | 安芸県税事務所          |           | 高知土木事務所    |
|                 | 中央東県税事務所         |           | 中央西土木事務所   |
|                 | 中央西県税事務所         |           | 須崎土木事務所    |
|                 | 須崎県税事務所          |           | 幡多土木事務所    |
|                 | 幡多県税事務所          |           | 土木部 6機関    |
|                 | 総務部 7機関          |           |            |
|                 | <b>健康政策部</b>     |           | 教育委員会      |
|                 | 中央東福祉保健所         | 東部教育事務所   |            |
|                 | 健康政策部 1機関        | 図書館       |            |
|                 | <b>子ども・福祉政策部</b> | 幡多青少年の家   |            |
|                 | 療育福祉センター         | 室戸高等学校    |            |
|                 | 中央児童相談所          | 中芸高等学校    |            |
|                 | 子ども・福祉政策部 2機関    | 県立安芸中学校   |            |
|                 | <b>産業振興推進部</b>   | 安芸高等学校    |            |
|                 | 大阪事務所            | 安芸桜ヶ丘高等学校 |            |
|                 | 名古屋事務所           | 城山高等学校    |            |
|                 | 産業振興推進部 2機関      | 山田高等学校    |            |
|                 | <b>商工労働部</b>     | 嶺北高等学校    |            |
|                 | 工業技術センター         | 高知農業高等学校  |            |
|                 | 海洋深層水研究所         | 高知東工業高等学校 |            |
| 中村高等技術学校        | 岡豊高等学校           |           |            |
| 商工労働部 3機関       | 高知東高等学校          |           |            |
| <b>農業振興部</b>    | 県立高知南中学校         |           |            |
| 中央東農業振興センター     | 高知南高等学校          |           |            |
| 農業大学校           | 高知工業高等学校         |           |            |
| 農業担い手育成センター     | 高知追手前高等学校        |           |            |
| 農業振興部 3機関       | 高知丸の内高等学校        |           |            |
| <b>林業振興・環境部</b> | 高知小津高等学校         |           |            |
| 森林技術センター        | 高知北高等学校          |           |            |
| 安芸林業事務所         | 高知西高等学校          |           |            |
| 中央東林業事務所        | 県立高知国際中学校        |           |            |
| 幡多林業事務所         | 高知国際高等学校         |           |            |
| 林業大学校           | 伊野商業高等学校         |           |            |
| 林業振興・環境部 5機関    | 高岡高等学校           |           |            |
|                 | 高知海洋高等学校         |           |            |

| 機関名        |              |
|------------|--------------|
| 教育委員会      | <b>教育委員会</b> |
|            | 須崎総合高等学校     |
|            | 佐川高等学校       |
|            | 構原高等学校       |
|            | 四万十高等学校      |
|            | 大方高等学校       |
|            | 幡多農業高等学校     |
|            | 県立中村中学校      |
|            | 中村高等学校       |
|            | 宿毛高等学校       |
|            | 清水高等学校       |
|            | 山田特別支援学校     |
|            | 高知江の口特別支援学校  |
| 日高特別支援学校   |              |
| 中村特別支援学校   |              |
| 教育委員会 42機関 |              |
| 警察本部       | <b>警察本部</b>  |
|            | 高知警察署        |
|            | 高知南警察署       |
|            | 高知東警察署       |
|            | 室戸警察署        |
|            | 安芸警察署        |
|            | 南国警察署        |
|            | 土佐警察署        |
|            | 佐川警察署        |
|            | 中村警察署        |
| 宿毛警察署      |              |
| 警察本部 10機関  |              |
| 合計 81機関    |              |

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

( ) : 指摘事項の件数で内数

| 機関名              | 事務区分 |              |          |          |              |            |               | 参考            |               |                  |
|------------------|------|--------------|----------|----------|--------------|------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
|                  | 共通   | 収入事務         | 支出事務     | 契約事務     | 補助金の交付に関する事務 | 財産・物品等管理事務 | 土木・建築工事に関する事務 | 検討            | 計             | 令和3年度増減          |
| <b>知事部局</b>      |      |              |          |          |              |            |               |               | <b>2</b>      | <b>△ 2</b>       |
| <b>総務部</b>       |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 東京事務所            |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 公文書館             |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 安芸県税事務所          |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 中央東県税事務所         |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 中央西県税事務所         |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 須崎県税事務所          |      |              |          |          |              |            |               |               | 1             | △ 1              |
| 幡多県税事務所          |      |              |          |          |              |            |               |               | 1             | △ 1              |
| <b>健康政策部</b>     |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 中央東福祉保健所         |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| <b>子ども・福祉政策部</b> |      |              | <b>2</b> | <b>1</b> |              |            |               |               | <b>3</b>      | <b>6 (1) △ 3</b> |
| 療育福祉センター         |      |              | 1        | 1        |              |            |               | 2             | 6 (1)         | △ 4              |
| 中央児童相談所          |      |              | 1        |          |              |            |               | 1             |               | 1                |
| <b>産業振興推進部</b>   |      |              | <b>1</b> |          |              |            |               |               | <b>1</b>      | <b>2 △ 1</b>     |
| 大阪事務所            |      |              |          |          |              |            |               |               | 2             | △ 2              |
| 名古屋事務所           |      |              | 1        |          |              |            |               | 1             |               | 1                |
| <b>商工労働部</b>     |      |              | <b>1</b> |          |              |            |               |               | <b>1</b>      | <b>1 (1)</b>     |
| 工業技術センター         |      |              |          |          |              |            |               |               | 1 (1)         | △ 1              |
| 海洋深層水研究所         |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 中村高等技術学校         |      |              | 1        |          |              |            |               | 1             |               | 1                |
| <b>農業振興部</b>     |      |              |          |          |              |            |               |               | <b>2</b>      | <b>△ 2</b>       |
| 中央東農業振興センター      |      |              |          |          |              |            |               |               | 2             | △ 2              |
| 農業大学校            |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 農業担い手育成センター      |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| <b>林業振興・環境部</b>  |      |              | <b>1</b> | <b>1</b> |              |            |               |               | <b>2</b>      | <b>1 1</b>       |
| 森林技術センター         |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 安芸林業事務所          |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 中央東林業事務所         |      |              |          |          |              |            |               |               |               |                  |
| 幡多林業事務所          |      |              |          |          |              |            |               |               | 1             | △ 1              |
| 林業大学校            |      |              | 1        | 1        |              |            |               | 2             |               | 2                |
| <b>土木部</b>       |      | <b>4 (1)</b> |          | <b>1</b> |              | <b>1</b>   | <b>4</b>      | <b>10 (1)</b> | <b>14 (2)</b> | <b>△ 4</b>       |
| 安芸土木事務所          |      | 1            |          | 1        |              |            |               | 2             | 2             |                  |
| 中央東土木事務所         |      |              |          |          |              | 1          | 1             | 2             | 5 (2)         | △ 3              |
| 高知土木事務所          |      | 1            |          |          |              |            | 1             | 2             | 3             | △ 1              |
| 中央西土木事務所         |      |              |          |          |              |            |               |               | 1             | △ 1              |
| 須崎土木事務所          |      |              |          |          |              |            | 1             | 1             | 1             |                  |
| 幡多土木事務所          |      | 2 (1)        |          |          |              |            | 1             | 3 (1)         | 2             | 1                |

( ) : 指摘事項の件数で内数

| 機関名          | 事務区分     |      |           |              |              |            |               | 参考 |               |                |
|--------------|----------|------|-----------|--------------|--------------|------------|---------------|----|---------------|----------------|
|              | 共通       | 収入事務 | 支出事務      | 契約事務         | 補助金の交付に関する事務 | 財産・物品等管理事務 | 土木・建築工事に関する事務 | 検討 | 計             | 令和3年度増減        |
| <b>教育委員会</b> | <b>1</b> |      | <b>10</b> | <b>1 (1)</b> |              |            |               |    | <b>12 (1)</b> | <b>5 (1) 7</b> |
| 東部教育事務所      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 図書館          |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 幡多青少年の家      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 室戸高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 中芸高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 県立安芸中学校      |          |      | 1         |              |              |            |               |    | 1             | 1              |
| 安芸高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 安芸桜ヶ丘高等学校    |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 城山高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    | 1             | △ 1            |
| 山田高等学校       |          |      | 2         | 1 (1)        |              |            |               |    | 3 (1)         | 3              |
| 額北高等学校       | 1        |      |           |              |              |            |               |    | 1             | 1              |
| 高知農業高等学校     |          |      | 1         |              |              |            |               |    | 1             | 1              |
| 高知東工業高等学校    |          |      | 2         |              |              |            |               |    | 2             | 1 1            |
| 岡豊高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高知東高等学校      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 県立高知南中学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高知南高等学校      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高知工業高等学校     |          |      | 1         |              |              |            |               |    | 1             | 1              |
| 高知追手前高等学校    |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高知丸の内高等学校    |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高知小津高等学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               | 1 △ 1          |
| 高知北高等学校      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高知西高等学校      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 県立高知国際中学校    |          |      | 1         |              |              |            |               |    | 1             | 1              |
| 高知国際高等学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 伊野商業高等学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 高岡高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               | 1 (1) △ 1      |
| 高知海洋高等学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 須崎総合高等学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 佐川高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 樽原高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 四万十高等学校      |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 大方高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 幡多農業高等学校     |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 県立中村中学校      |          |      | 1         |              |              |            |               |    | 1             | 1              |
| 中村高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |
| 宿毛高等学校       |          |      |           |              |              |            |               |    |               |                |

( ) : 指摘事項の件数で内数

| 機関名         | 事務区分     |              |           |              |              |            |               |               | 参考            |       |            |
|-------------|----------|--------------|-----------|--------------|--------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------|------------|
|             | 共通       | 収入事務         | 支出事務      | 契約事務         | 補助金の交付に関する事務 | 財産・物品等管理事務 | 土木・建築工事に関する事務 | 検討            | 計             | 令和3年度 | 増減         |
| 清水高等学校      |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 山田特別支援学校    |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 高知江の口特別支援学校 |          |              | 1         |              |              |            |               | 1             |               |       | 1          |
| 日高特別支援学校    |          |              |           |              |              |            |               |               | 1             |       | △ 1        |
| 中村特別支援学校    |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| <b>警察本部</b> |          |              | <b>2</b>  | <b>1 (1)</b> |              |            |               | <b>3 (1)</b>  | <b>1</b>      |       | <b>2</b>   |
| 高知警察署       |          |              | 1         |              |              |            |               | 1             |               |       | 1          |
| 高知南警察署      |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 高知東警察署      |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 室戸警察署       |          |              | 1         |              |              |            |               | 1             |               |       | 1          |
| 安芸警察署       |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 南国警察署       |          |              |           |              |              |            |               |               | 1             |       | △ 1        |
| 土佐警察署       |          |              |           | 1 (1)        |              |            |               | 1 (1)         |               |       | 1          |
| 佐川警察署       |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 中村警察署       |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| 宿毛警察署       |          |              |           |              |              |            |               |               |               |       |            |
| <b>計</b>    | <b>1</b> | <b>4 (1)</b> | <b>17</b> | <b>5 (2)</b> | <b>0</b>     | <b>1</b>   | <b>4</b>      | <b>32 (3)</b> | <b>34 (5)</b> |       | <b>△ 2</b> |

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

| 事務区分          | 指摘事項     | 注意事項      | 合計        |              | 主な内容                                                                |
|---------------|----------|-----------|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------|
|               | 件数       | 件数        | 件数        | 割合(%)        |                                                                     |
| 共通            | 0        | 1         | 1         | 3.1          | ・契約書を訂正する際の伺の作成漏れ                                                   |
| 収入事務          | 1        | 3         | 4         | 12.5         | ・収入調定漏れ<br>・収入調定額誤り                                                 |
| 支出事務          | 0        | 17        | 17        | 53.1         | ・経費支出伺(変更を含む。)の作成漏れ<br>・報酬等の過払<br>・通勤手当の支給誤り 等                      |
| 契約事務          | 2        | 3         | 5         | 15.6         | ・予算議決前の入札等<br>・契約書の不備(仕様書の添付漏れ及び契約条項の記載誤り)<br>・契約書に提出する旨を定めた書類の受領漏れ |
| 補助金の交付に関する事務  | 0        | 0         | 0         | 0.0          |                                                                     |
| 財産・物品等管理事務    | 0        | 1         | 1         | 3.1          | ・管理台帳の記載漏れ                                                          |
| 土木・建築工事に関する事務 | 0        | 4         | 4         | 12.5         | ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ<br>・中間検査の未実施                                 |
| <b>計</b>      | <b>3</b> | <b>29</b> | <b>32</b> | <b>100.0</b> |                                                                     |

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は、100.0にはならない。

-----  
人事委員会告示  
-----

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の6級の警察の項中「航空隊副隊長」及び「サイバー犯罪対策室長」を削る。

-----  
落札公告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年3月22日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県立学校LANシステム再構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
884,977,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和4年12月6日